

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料の減免申請における「当年の収入見込額」判定方法について

長野県医師国民健康保険組合

当年の収入見込額の判定方法は、厚生労働省の Q&A「問 2-7」(下記参照)によりますと、申請時点までの一定の期間の帳簿等により、年間を通じた収入の見通しを立てることとされております。

また、指導監督庁である長野県国民健康保険室より「新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の免除については国庫補助金による財政支援事業であり、会計検査の対象となるため、きちんとした根拠を確認しておく必要がある」との指摘がありました。

つきましては、令和2年1月から申請時点の直近月までの実績をもとに、当年(令和2年1~12月まで)の収入見込額をご計算いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準等の取扱いに関するQ&Aについて

令和2年5月11日
厚生労働省保険局国民健康保険課

問 2-7 事業収入等の減少については、あくまで「見込み」で判断することとして差し支えないのか。新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、年間の見込みを判断するのは困難に思うが、どのように前年の当該事業収入等と比較すればよいのか。また、事業収入等の減少を証明する書類はどのようなものが考えられるか。

(答)

事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えない。

この「見込み」の判定方法については、例えば、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ判断いただくことが考えられる。

※申請にあたっては、収入を証明する書類の添付が必要です。

- 「A前年の収入額」を証明する書類＝令和元年の確定申告書の写し、令和元年分源泉徴収票など
- 「B当年の収入額(見込)」を証明する書類＝令和2年1月から申請日の直近までの帳簿、給与明細書等、及び収入見込額の内訳がわかるメモなど
- 「C 補填額」を証明する書類＝入金となった日の通帳の写し、保険契約書等の写し等

(B 当年の収入額(見込)に補填額が含まれていない場合は不要です)